

生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けた 社会実験事業業務

概要版報告書

2024年3月

■ 業務目的

本業務は、生駒駅南口周辺の魅力創出やエリア価値向上をめざし、道路空間等を活用して、住民や来街者が、くつろぎや交流を楽しむ場を創出するなど、生駒駅南口みらいビジョン(以下「みらいビジョン」とする。)に掲げた将来のまちの姿を試行するほか、その過程や結果を通じて、課題の把握、データの取得や効果測定を行うことを目的とする。

■ 調査概要

- 1) 業務名 : 生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けた社会実験事業業務
- 2) 施工箇所 : 歩車分離 : さくら通り
滞留空間 : ぴっくり通り、歩行者デッキ
- 3) 工期 : 令和5年10月24日～令和6年3月15日

○業務仕様書の内容

業務仕様書の項目	
(1) みらいビジョンの実現に向けた社会実験の企画・運営	①道路空間における歩車分離実験の実施
	②滞留空間の創出
	③マルシェ等の社会実験に伴う課題抽出やルールづくりの支援
(2) 社会実験事業の全体コーディネート	①全体企画・効果測定
	②市民、事業者の参画方法の検討・導入

■ 社会実験の狙い

本業務では、大きく2種類の事業の社会実験を行い、以下の2点について課題を抽出するとともに、効果を検証し、本整備に向けた検討材料、基礎資料としてデータを収集する。

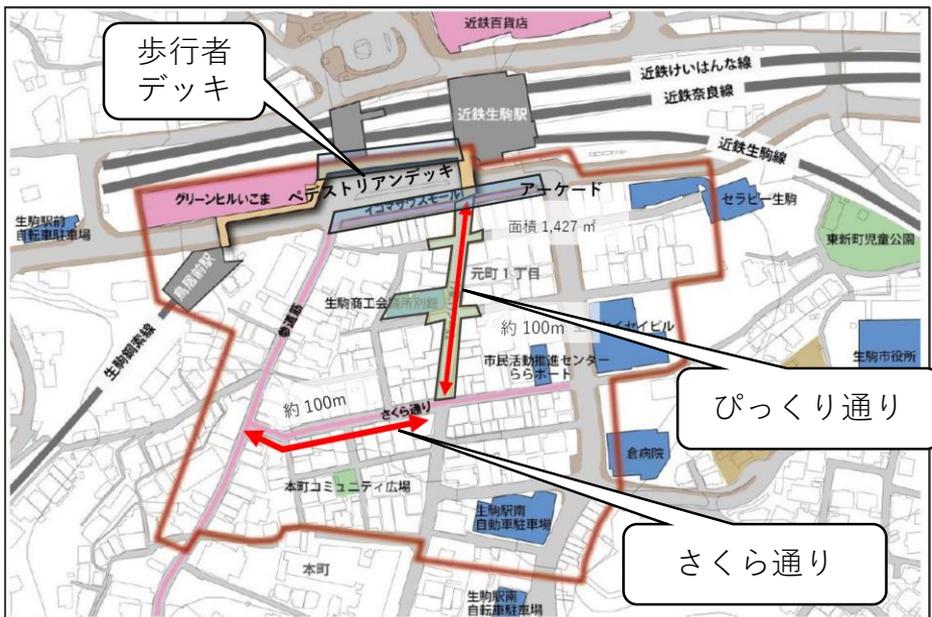
①「歩車分離」の試行

みらいビジョン記載のテーマ「都市空間」に関連するものとして、広幅員且つ一方通行であるさくら通りの道路空間を活かし、歩車を分離し、居心地が良く歩きやすいウォーカブルな将来のまちの姿を試行する。

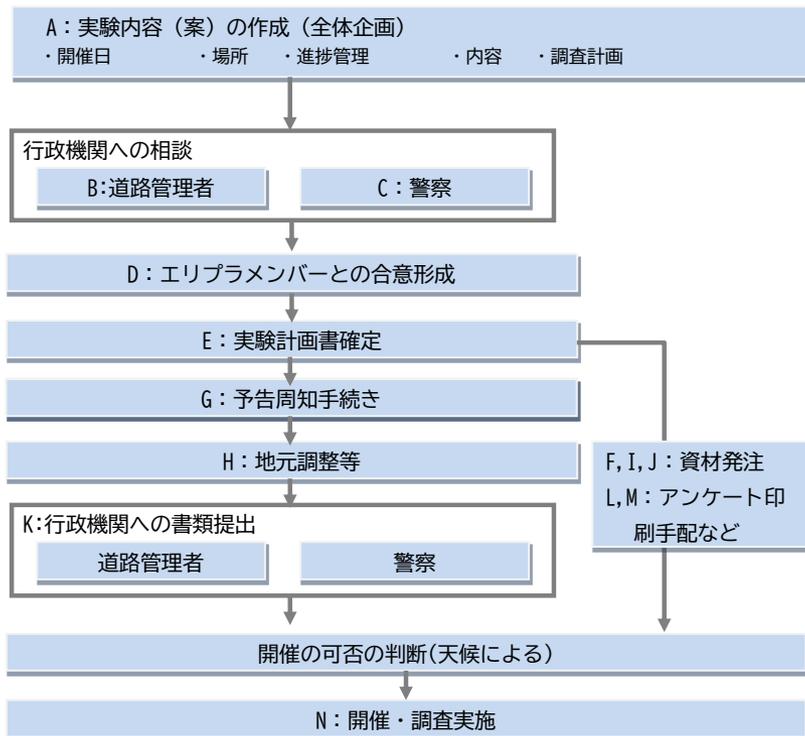
②「滞留空間」の試行

ぴっくり通りや歩行者デッキなど、車両の通行が少ない環境を活かして滞留空間を仮設し、住民や来街者にとって過ごしやすい、滞在快適性の高い将来のまちの姿を試行する。
実験を通じて、住民や来街者と将来のまちのイメージを共有しながら意見を募る。

○生駒駅南口エリア



○社会実験のフロー



■ 概要

公共空間等を活用した社会実験、さらにその常設化・経常化を図る上では、市民、事業者等、地域の関係主体の参画が極めて重要である。これを踏まえ、関係主体の役割を整理するとともに、特に重要な主体である市民の参画を図るため、ワークショップを開催して、その結果を今回の社会実験に活かす取り組みを行った。

ワークショップ自体は肯定的な意見が多く、こうした活動が市民がまちづくりに参加するきっかけになり、また高齢者のコミュニティ形成の場として機能し、生涯学習や福祉的な役割を果たすことが期待できる。

利用者の声

- ・（園児は）公園で遊ぶのは小学生が多くまだ危ない。この場所は、うちの子には丁度いい。お手玉も家がないので、喜んで遊んでいる。
- ・散歩中だが、子どもが小さいので八百屋で野菜などをすぐ触りたがる。おもちゃなどがあると、そこで遊ばすことができる。

○製作状況



○参加者からの情報展開



いいね！: nanitatelier、他
tani_miii お家「布あそび」

先日、生駒市商工会議所別館で以前「びっくり... 続きを読むコメント2件をすべて見る
4日前



いいね！: nanitatelier、他
tani_miii お家「布あそび」

先日、生駒市商工会議所別館で以前「びっくり... 続きを読むコメント2件をすべて見る
4日前

○社会実験への直接的な参加



1) 将来の生駒駅南口エリアのイメージ共有

歩車分離と滞留空間を創出する社会実験を通じて、将来の生駒駅南口エリアを居心地がよく、歩きたくなるまちにするための実現イメージを、市民・商店街・自治会等に示すことができ、共有できた。また、各主体の考え・意見を抽出できたことで、今後の社会実験や本整備を実施する上での課題を知ることができた。

2) 市民意識の醸成・コミュニティの形成

市民とともに滞留空間をつくりあげることによって、新しい交流が生まれるとともに、その空間を大事にする気持ちの芽生えやまちづくりへの参加意欲をワークショップや社会実験への来訪、SNSなどを通して確認することができた。

3) 許認可機関との合意形成

生駒市内において、常設化を想定した道路空間活用の取り組みは初めてだったが、社会実験を通じて道路管理者、警察署などの許認可機関に対して、取組の安全性を示すことができた。市内で成功事例ができたことにより、今後、類似の取組を実施する際に協議や調整がより円滑に進むことが期待できる。

4) 新たな担い手の発掘

社会実験期間中、空き店舗に興味がある人からの問い合わせや、他地域で活動する企業や興味をもった学生から声かけがあり、取組の周知の面で効果があったことや南口エリアのイメージを新たにすることに着目している人がいることがわかった。

■ 社会実験（歩車分離）の目的

みらいビジョン記載のテーマ「都市空間」に関連するものとして、広幅員且つ一方通行であるさくら通りの道路空間を活かし、歩車を分離し、居心地が良く歩きやすいウォーカブルな将来のまちの姿を試行する。

■ 実施概要

(1) 実施区間

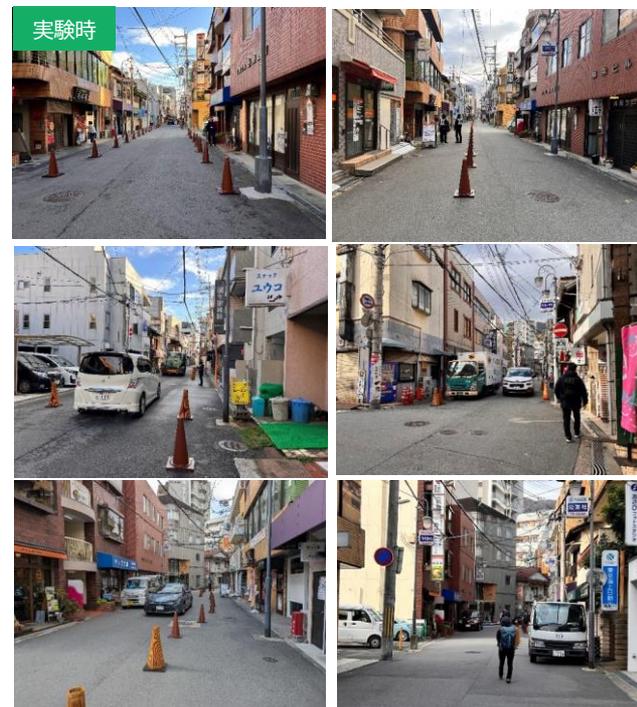
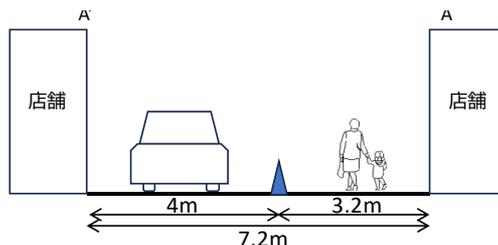
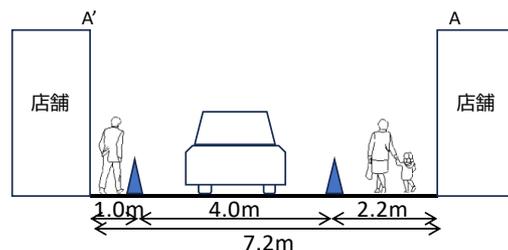
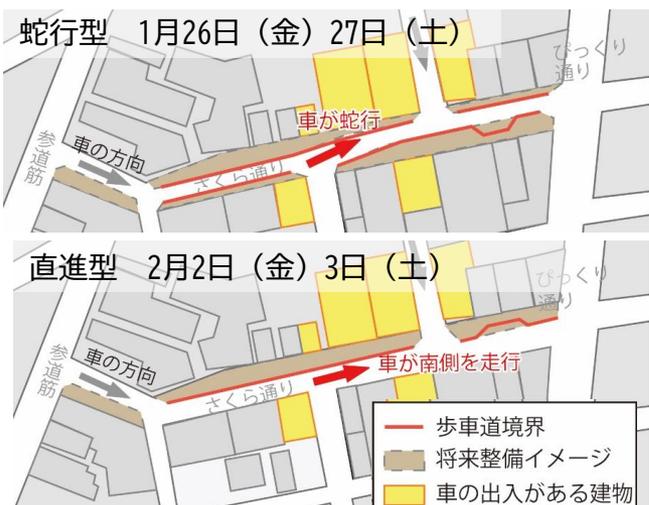
- ・ さくら通りの一部区間（参道筋～びっくり通り南端）

(2) 実施日と時間

- ・ 令和6年1月26日（金）、27日（土）、2月2日（金）、3日（土）
- ・ 時間帯：10：00-16：00

■ 実施内容

- ・ 車道をカラーコーンで区分して歩行者通行空間を確保
- ・ その際、車の速度抑制のために蛇行を促す「蛇行型」と歩道部を片側に寄せた「直進型」の2タイプを実施
- ・ 荷捌き車両対策として、専用スペースを1か所設置



■ 社会実験で確認できた効果

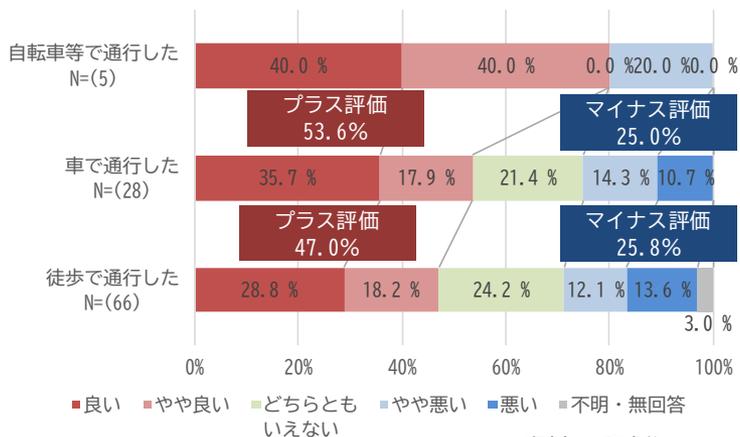
歩行者の安全性が向上

- ・近隣住民アンケート調査・利用者ヒアリングから、歩きやすく安全だという意見を得られた。特に子ども連れの親子には、安心という声を得た。
- ・蛇行型については、沿道住民・店舗ヒアリングにより、来店した車いす利用者は通行の際に問題なかったという声を得た。



車通行の安全性への評価高い

- ・近隣住民アンケート調査から、車利用者の安全性に対する評価が高いことがわかった。



資料：近隣住民アンケート

来店客の増加

- ・沿道住民・店舗ヒアリングより、歩道を設置したことで路上駐車が減ったことや、店舗から少し離れたところに停車したことで店舗が見えるようになり、来店客が増加した店舗があった。
- ・沿道住民・店舗ヒアリングより、店舗から出る際に目の前に歩道があることで、普段より安全確認の必要が減り、心理的に安心と好評であった。

景観に配慮した見せ方

- ・雰囲気を良く見せるために、歩車道を分離するためのカラーコーンに設置した「竹カバー」は、来街者から好評を得た。



■ 社会実験で確認できた問題点

歩行者の安全性確保

- ・歩道を設けたにも関わらず車道内の自由な横断・歩行が散見でき、危険に感じる状況もみられた。
- ・今回は社会実験ということもあり、道路端部の路面状態等の見直しなどを行っていないが、場所により電柱等の障害物がある、排水勾配があるなど、区間を通じて、必ずしも歩行者にとって安心できるとは言えない。特に視覚障がい者等にとっては歩行が難しいと言える。



沿道店舗などへの配慮

- ・歩車分離のための施設としてカラーコーンを設置したが、車を利用する、また車でのお客様のある店舗等からは不評であった。
- ・荷捌き対策としてスペースを設け、宅配事業者がこれを活用したが、沿道店舗への納品などは店先での駐車を希望したため、（コーンを移動させ）歩道上に駐車する状況であった。
- ・沿道店舗へのヒアリングでは、地域の交通問題として、社会実験の実施時間ではないが、夜間時間帯にセイセイビル付近で、送迎のための駐車車両が多いとの声があった。



■ 歩車分離に対して求められる機能・役割

概要・狙い	道路空間を車道、歩道に視覚的に分割することで、特に歩行者が快適に回遊できる空間とする
求める主な機能・役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歩行者の安全・快適性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道幅員、路面状態等が歩行に適している ・車の走行速度が低減し、歩行の安全を確保している など ■ 車等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・車道幅員等が、車の通行に適している など ■ 周辺との調和 <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵、路面カラー等が周辺環境に調和している ・沿道店舗の営業や住民の暮らしに支障がない など

○車両の走行状況



■ 常設化・経常化に向けた方策案と課題

○ 歩道空間の設計

① 歩道の形態

	メリット	デメリット
片側歩道	○道路の片側のみの歩道空間を設けるため、幅員のあまり広くない場合に適する。また、例えば飲食できる滞留空間を設置する等で、広幅員の歩道が必要な場合も、片側歩道の方が広いスペースを確保しやすい。	○歩道のない側に店舗がある場合、歩行者が店先を通行できない、車が近くを走行するため危険、などの問題も考えられる。
両側歩道	○道路の両側を歩道空間にするため、広い幅員の道路に適する。 ○両側に歩行者空間があるため、車両の通行速度が抑制される効果が期待できる。	○道路端部の排水勾配や維持管理不足による凹凸、街路灯や電柱などの道路構造物のために歩行しづらい。

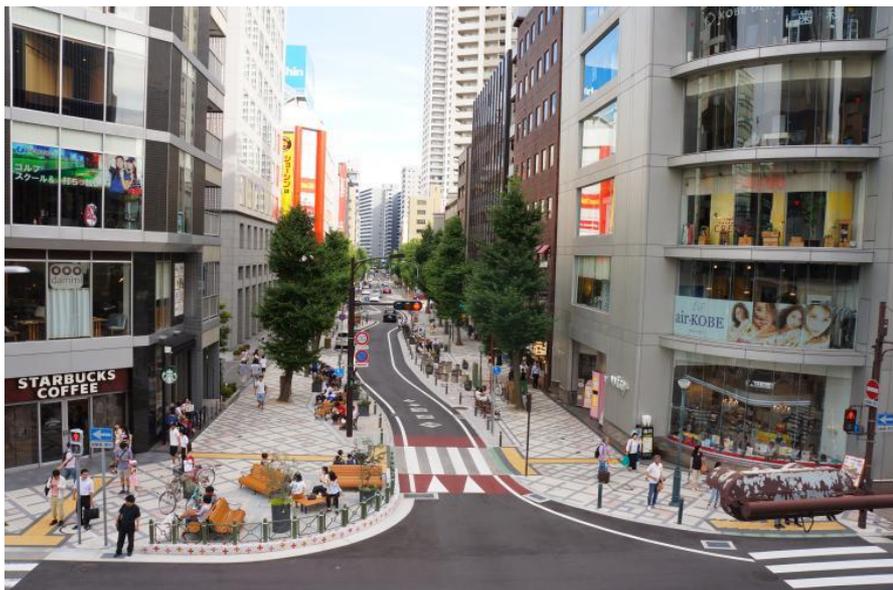
○歩道形態の整備事例



② 車を分離する施設等

- ・歩車分離の常設化を行う場合、防護柵等の整備を行うことが考えられ、今回の社会実験時にみられた、車道空間内の自由な歩行などの抑制も期待できる。
- ・ただし、沿道店舗には、景観面（また後述する路上駐車に依存する現状）より、防護柵、ポール等を用いた物理的な分離に抵抗を感じる場合も考えられ、協議や調整を経て、十分な理解を得た上で施設等を設置することが必要である。
- ・また、歩車分離では、路面のカラー化やタイルなどの舗装材で車道と歩道の違いを明示することも考えられ、それぞれの地域の特性に応じて選定することが望ましい。

○歩道の整備事例(左：神戸市葺合南、右：東京都豊島区池袋)



出典：神戸市ホームページ



③ 車の走行速度抑制

・車両の通行速度を抑制する場合は、歩道を蛇行するように整備する、狭窄部・ハンプを設ける等の工夫も考えられる。

○走行速度抑制の事例（左：可搬性ハンプ、右：イメージ狭窄）



出典：国土技術政策研究所

④ 歩車分離に適した道路整備

・歩車分離は、従前よりも歩行者の安全性が向上することが必須であり、そのためには、特に歩道空間において安全な動線が確保できることが必要である。これを踏まえて、路面の補修や勾配の改善、電柱等支障物件の撤去などの検討が必要である。

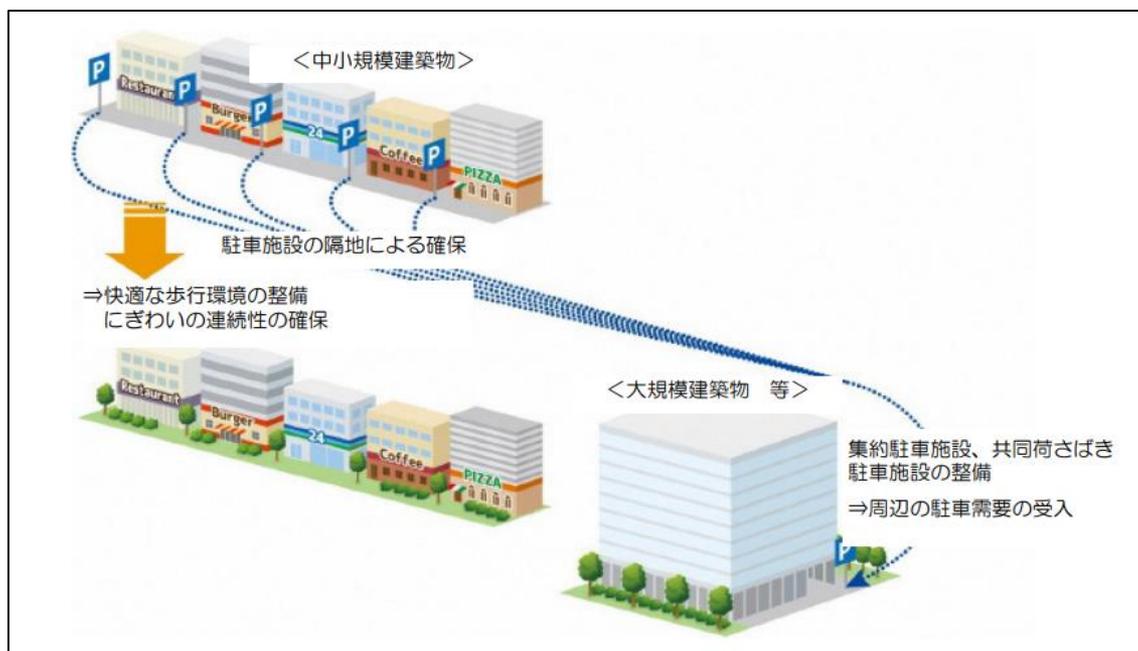
○ 沿道店舗等との調和

① 路上駐車対策

・沿道に、その顧客が路上に駐車して来訪する店舗がある場合、歩道整備は、その店舗の営業に影響を与える。ただし、路上駐車は、安全面、景観面からも適切とはいえず、例えば駐車場利用へ誘導するなどの協力を得ることが必要である。

また、例えば学習塾が多い地域などでは、夜間等での送迎車両が駐車する状況もある。そのため、歩車分離等の取組みと合わせ、駐車場の地域ルールを定めるなどの市営駐車場の利用促進と合わせた取組みや、送迎者が一時的に停車する場所の指定など、地域の交通問題を一体的に検討することも必要といえる。

○ 駐車場地域ルール事例



出典：目黒区ホームページ(自由が丘駅周辺駐車場地域ルール)

② 荷捌き対策

- ・特に沿道や近隣に店舗が位置する場合、荷物配達、店舗への納品などのため、歩車分離を行う道路空間内に荷捌き車両が長時間にわたり停車、また高頻度で停車する状況が想定できる。
- ・今回の社会実験では荷捌きスペースを1か所設けたが、各店舗の配達日時が決まっていないため、一時的に1台分のスペースで収まらない状況も確認できた。
- ・こうした状況を踏まえて、普段の暮らしや営業への支障が少ないことを目指し、スペース確保、また店舗等との協力による荷捌き時間の規制などの調整が必要である。

○荷捌きの地域ルール事例（池袋地区）

1 荷さばきルール

ルール1 荷さばきの時間帯・曜日

ルール1-① 荷さばきの時間帯や曜日に関するルール

●運送事業者側のルール

- 土曜日・日曜日・休日の12時～19時以外の時間帯（荷さばき推奨時間帯）で荷さばきを実施しましょう。

平日		土曜日・日曜日・休日		
平日	終日	朝	昼間	夜間
0時～24時	荷さばき推奨時間帯	0時～12時	12時～19時	19時～24時
		荷さばき推奨時間帯	荷さばきを避ける時間帯	荷さばき推奨時間帯

●車両通行禁止規制の道路では、車両通行禁止の時間帯に車両で進入して荷さばきできません。
※車両通行禁止規制の道路と規制の区間は、裏面の地図をご参照ください。

●荷主側のルール

- 荷捌きの時間帯を指定し、荷さばき推奨時間帯での荷さばきを推奨しましょう。
- 配達日は、できる限り歩行者が少ない平日に設定しましょう。

ルール1-② 荷さばきの所要時間に関するルール

●運送事業者側のルール

- できる限り短時間での荷さばきに努めましょう。

●荷主側のルール

- 短時間で荷さばきが終わるように、荷役の要領に協力しましょう。
- 配達者に荷物の検列や整理などの荷さばき以外の作業を行わせないようにしましょう。
- 可能なものはなるべくまとめて注文し、集配送の回数を減らしましょう。

ルール2 荷さばき時の駐車場所

ルール2-① 荷さばき時の駐車場所に関するルール

●運送事業者側のルール

- 駐車禁止の場所では駐車および停車はできません。（※駐車禁止の場所は、裏面の地図をご参照ください）
- 歩行者やまちの活動に支障を与える場所での荷さばきを行わないようにしましょう。
- 安全に荷さばきができる場所（時間貸し駐車場、共同荷さばきスペース、パーキング・メーター等）で荷さばきを行きましょう。（※共同荷さばきスペースの利用ルールは、**ルール2-③**をご参照ください）
- 横持ち時には歩行者に注意し、安全な荷さばきに努めましょう。

＜推奨する駐車場所の優先順位＞

- ① 時間貸し駐車場や共同荷さばきスペースなどの路外駐車場
- ② パーキング・メーター

●荷主側のルール

- 運送事業者やドライバーに適切な場所で荷さばきを行うよう働きかけを行きましょう。

ルール2-② 民間の駐車場を利用する際のルール

- 各駐車場の駐車場管理規程等のルールを遵守して適切に利用しましょう。

ルール2-③ 共同荷さばきスペースを利用する際のルール

- 荷さばき車両が利用できる「共同荷さばきスペース」を設置しています。（※場所は、裏面の地図をご参照ください）
- 利用の際は、利用ルールを遵守して適切に利用しましょう。

※ご利用には、事前の申請が必要です。ご利用にあたっての手続き等については、ホームページ等をご確認ください。



共同荷さばきスペース駐車許可証(例)



池袋区センター共同荷さばきスペース



共同荷さばきスペース看板

③ 景観への配慮

- ・今回の社会実験ではカラーコーンに「竹カバー」を設置し、来街者からも好評を得た。こうした、歩車分離を行う道路の地域性を念頭に、来街者、及び沿道の住民、店舗がみても喜ばれるような景観づくりを意識することが必要。
- ・また歩車分離の取組とあわせて、例えば使用していない街路灯、景観を乱す電線など、景観面での支障物件の撤去、電柱の整理等の検討も考えられる。

○電線・電柱の整理検討



■ 社会実験（滞留空間）の目的

びっくり通りの車両の通行が少ない環境を活かし、滞留空間を仮設し、住民や来街者にとって過ごしやすい、滞在快適性の高い将来のまちの姿を試行する。

■ 実施概要

(1) 実施区間

- ・びっくり通り

(2) 実施日と時間

- ・令和6年1月26日(金)、27日(土)、2月2日(金)、3日(土)
- ・時間帯：10：00-16：00

■ 実施内容

- ・人工芝と、テーブル・ベンチを配置し、活動を観察した。
- ・利用状況をみて日によってレイアウトを変えた。

○社会実験に当日興味を持った人数

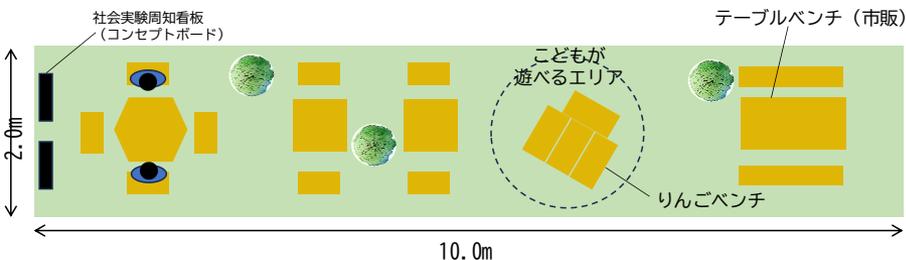


N=383

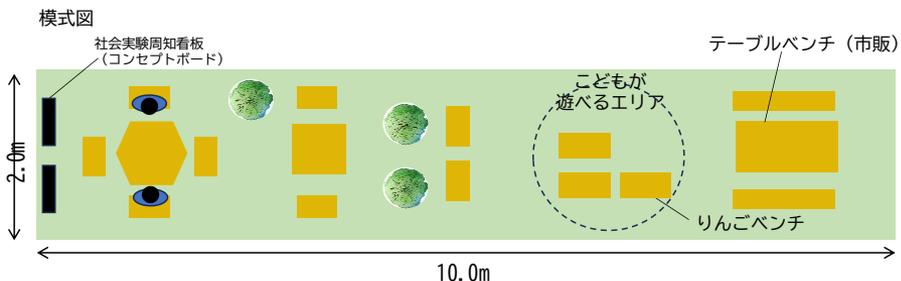
出典：アクティビティ調査



○1月27日(土)の例



○2月3日(土)の例

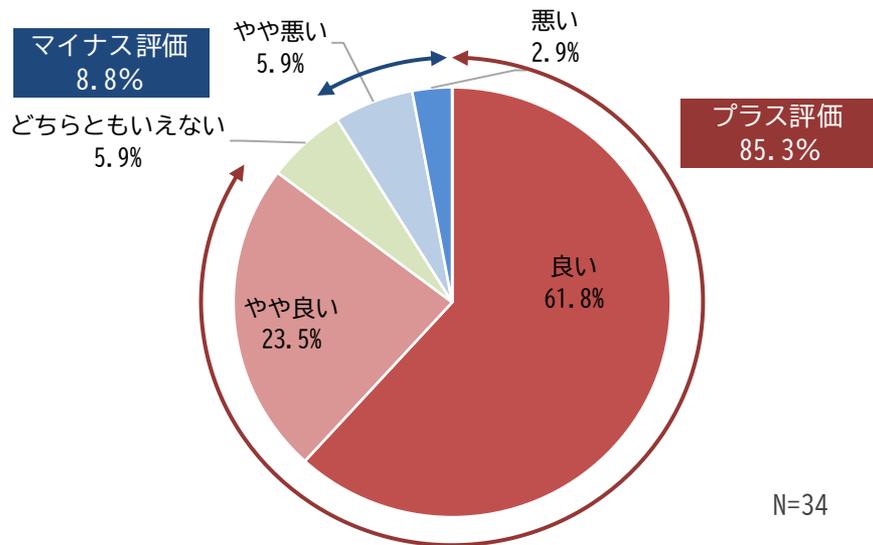


社会実験で確認できた効果

利用者の高い満足度

- ・利用者アンケート調査において、プラス評価が85.3%であり、利用者は概ね満足していた。

図 滞在空間を使った感想

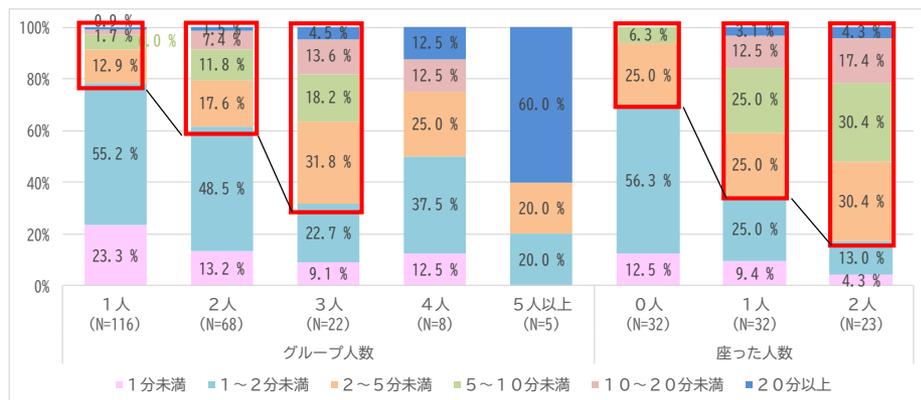
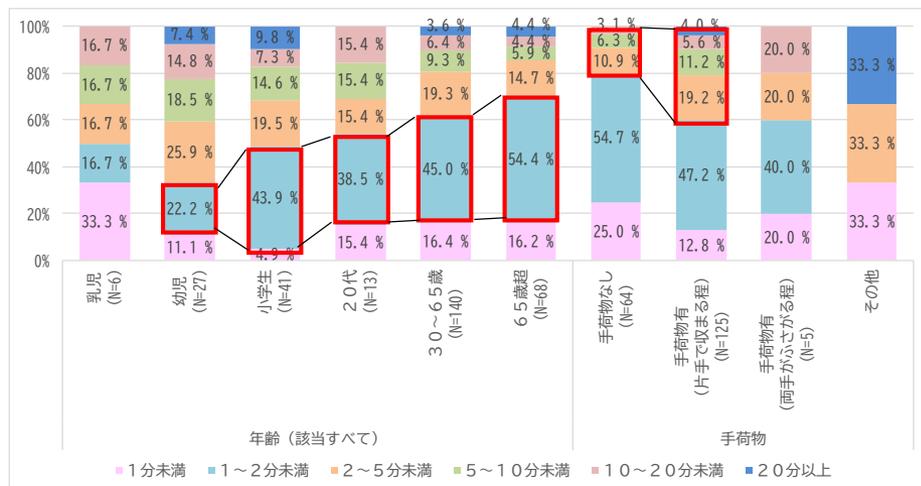


N=34

施設の選定

- ・アクティビティ調査により、グループ人数、荷物の有無によって滞在時間の傾向がわかった。これにより、滞留施設を選定する際の目安とすることができる。

図 滞在時間と属性の関係



■ 社会実験で確認できた問題点

沿道店舗などへの配慮

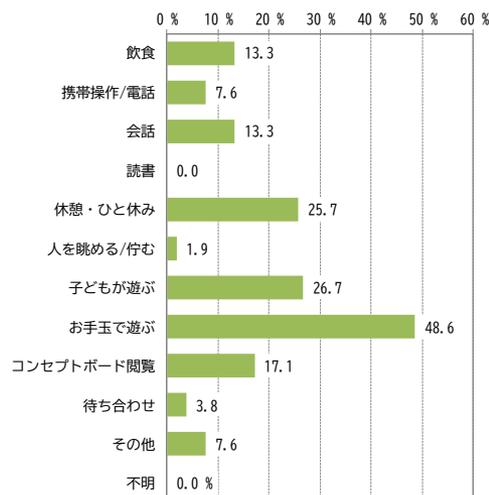
- ・商店街（びっくり通り）内では、視界を遮るような施設配置を行う場合、営業に支障を来す可能性があり、当初、沿線店舗から意見があった。なお、その後、調整して施設内容等を見直し、了承を得たとともに、実験への積極的な協力も得られた。



利用促進の工夫

- ・滞留施設（ベンチ等）は、通行者が（そこにあることに）慣れることで利用につながる側面があると言えるが、今回のような短期間での実験では、難しいといえる。一方で、今回はお手玉等を配置させることで、特に子どもの興味をひけ、効果的であった。

図 アクティビティ



N=105(該当すべて)



※コンセプトボード閲覧のみを除く

■ 社会実験（滞留空間）の目的

歩行者デッキの車両の通行がない環境を活かし、滞留空間を仮設し、住民や来街者にとって過ごしやすい、滞在快適性の高い将来のまちの姿を試行する。

■ 実施概要

（1）実施区間

- ・歩行者デッキ

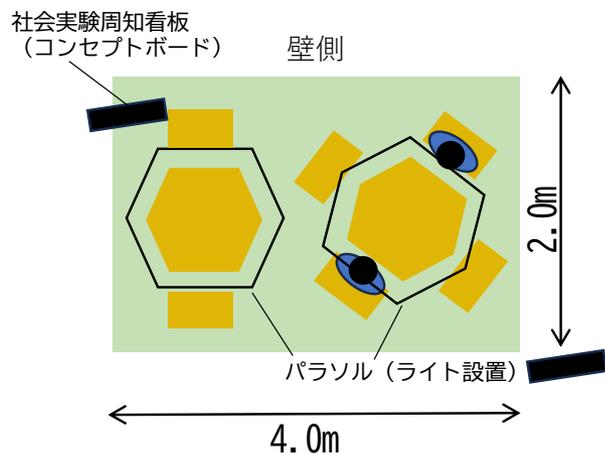
（2）実施日と時間

- ・令和6年1月26日(金)、27日(土)、2月2日(金)、3日(土)
- ・時間帯：10：00-16：00

■ 実施内容

- ・人工芝と、テーブル・ベンチを配置し、アンケート調査を実施した。
- ・利用状況を見て日によってレイアウトを変えた。

○レイアウト



■ 求める機能・役割

<p>概要・狙い</p>	<p>道路空間に、市民等が滞留できる具体の施設（ベンチ等）を設置することで、歩行者が一定の時間を、快適に過ごせ、賑わえる雰囲気をも演出できる空間とする。</p>
<p>求める主な機能・役割</p>	<p>■<u>来訪者の快適性</u> ・休憩や飲食、会話などの多様な目的に応じて、ふさわしい設備（ベンチ、テーブル等）が配置され、来訪者が快適に過ごせる など ■<u>周辺との調和</u> ・景観に配慮した空間 ・通行者や住民の暮らしに支障がない など</p>

■ 常設化・経常化に向けた方策案と課題

○ 滞留空間の設計

① ターゲットと設置物の設定

・滞留空間は、付加する機能が、一時的な休憩、飲食、仕事・作業、おしゃべりの場、子どもの遊び場など、多岐にわたって設定することが可能である。

そのため、対象地域や道路の特徴、来街者の特徴などを念頭に、実施の狙い、及び適したターゲットを設定するとともに、狙いに即した設置物（テーブル、ベンチ、電源等）を移動式・固定式を含めて検討することが必要である。

○福岡県北九州市魚町サンロードの事例



アーケードを撤去に伴うの利活用事例
 植栽空間をつくり、マルシェや夜の店の開店時はテーブル、いすを一時的に店舗の管理者が出す仕組み。

② 子育てとの連携

- ・滞留施設の種類の一つで子どもの遊び場などを設置する場合、子育ての関係者と連携して整備内容や管理方法、留意事項などを検討する。

③ 設置する場所

- ・鉄道駅付近の場合、仮に強風等で設置物が軌道内に入ると大事故に繋がる可能性がある点に、十分な注意が必要である。
また、視覚障がい者等を含め、駅への動線確保を損なうことのない点にも留意が不可欠といえる。

■ 常設化・経常化に向けての課題

○ 利用促進の工夫

① マルシェ等の実施

- ・今回の社会実験では、特に歩行者デッキにおいて、テーブル・イスの利用が少なかった。一方で、近隣のグリーンヒルいこまのマルシェ開催日には、マルシェから流れてテーブルで飲食する人も多くは存在した。かかる状況を受け、滞留空間の利用促進に向けては、例えばマルシェなど、集客イベントを付近で実施し、滞留空間と連携を図るような仕掛けが考えられる。

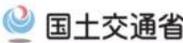
○福岡県北九州市魚町サンロードの事例



② 国の制度の活用

- ・ 民間の主体が滞留空間を常設またはイベント時に利用できるようにするためには、道路管理者が歩行者利便増進道路（ほこみち）を指定する必要がある。指定するとオープンカフェや露店等の道路占用許可基準が緩和される。この制度を活用し、商業と連携することで売上の増加やにぎわいの創出につながる事が期待できる。

○ほこみち（歩行者利便増進道路）の仕組み



地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

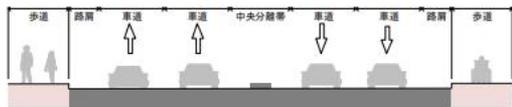
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

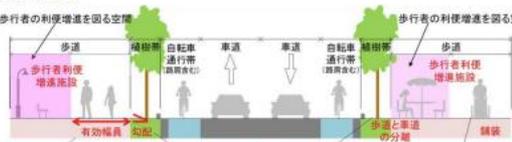
【新たな構造基準のイメージ】

【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

【改築後】



バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準
・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保	・歩道の段差勾配 5%以下（特例値6%） ・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%）	・緑樹帯や並木や柵の設置 ・緑石の設置 高さ15cm以上	・透水性舗装を活用し、平場で溝が広く浅く排水がよい仕上げとする

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ 特例区域では、**占用がより柔軟に認められる**
- ・ **占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



指定道路

特例区域

③ 観光施策との連携

- ・社会実験の調査によって設置するストリートファニチャー等の違いで滞留時間が異なることが分かったことで、例えば、参道の休憩場所として適度な間隔で休憩スポットをつくるなど、エリアを全体で見て市内観光の促進する視点を取り入れた計画を検討する。

まちを育む プロジェクト

観光拠点と連携した生駒らしい体験や文化を発信する エリアの魅力発信・観光案内プロジェクト

本エリアは、生駒を訪れる方や生駒山・山上遊園地への観光客の玄関口となっています。来街者や観光客を本エリアに呼び込み、立ち寄りを促すためには、本エリアならではの歴史や魅力などを発信することが有効です。

本エリアの魅力を的確に捉え、来街者と繋がる機会を増やすとともに、効果的な情報発信を図ることで、生駒の玄関口としての機能を強化します。

▶関連する取組みのイメージ

- 公・民) 観光事業との連携による商業の活性化 **全**
- 民) 住民や地元事業者によるまちの案内など観光施策の実施 **全**
- 公) 公共交通の利用促進にもつなげる観光ルートの検討 **全**

ずっと南口に住んでいる私のおじいちゃんが案内するツアー、まちの隠れた魅力が見つかるってけっこう評判。

取組みへの
追加提案



④ エリアの拡大

- ・観光や参詣道との連携を考えた際に、南口エリアより超えて整備した方がいい地域が想定されるため、南口エリアの拡大も考えられる。

○ 維持管理の工夫

① 管理主体の検討

・滞留空間に設置するものが移動できるものか、固定式のものかによって管理手法や管理主体が異なることが想定される。また、故障や接触事故、清掃などの維持管理に関わる主体を検討する必要がある。

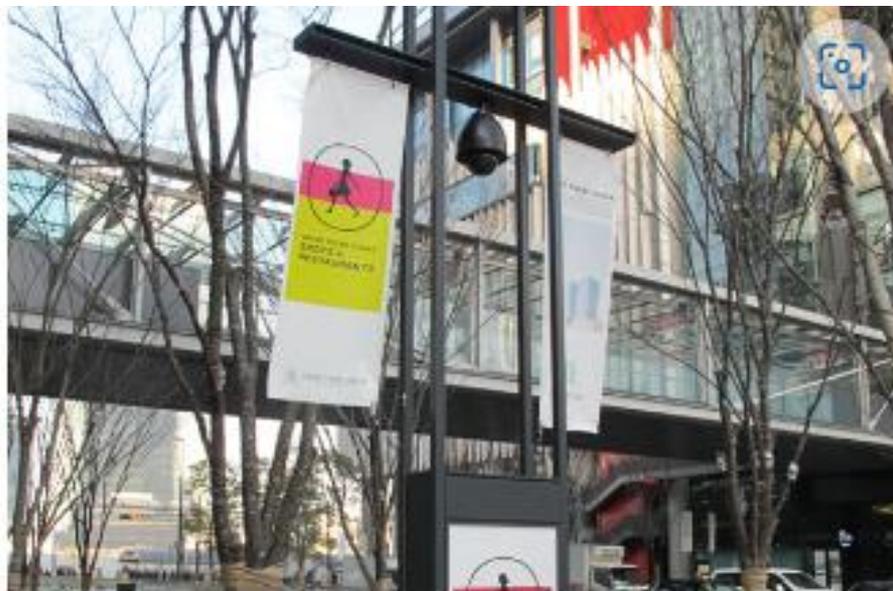
② 利用のルールの必要性

・可搬性のある滞留施設の場合で滞留空間をマルシェ等のイベントで利用したり、貸し出したりする場合、設置や撤去（片付け）の際のルール（都市利便増進協定等）を整備する必要がある。

③ 盗難対策

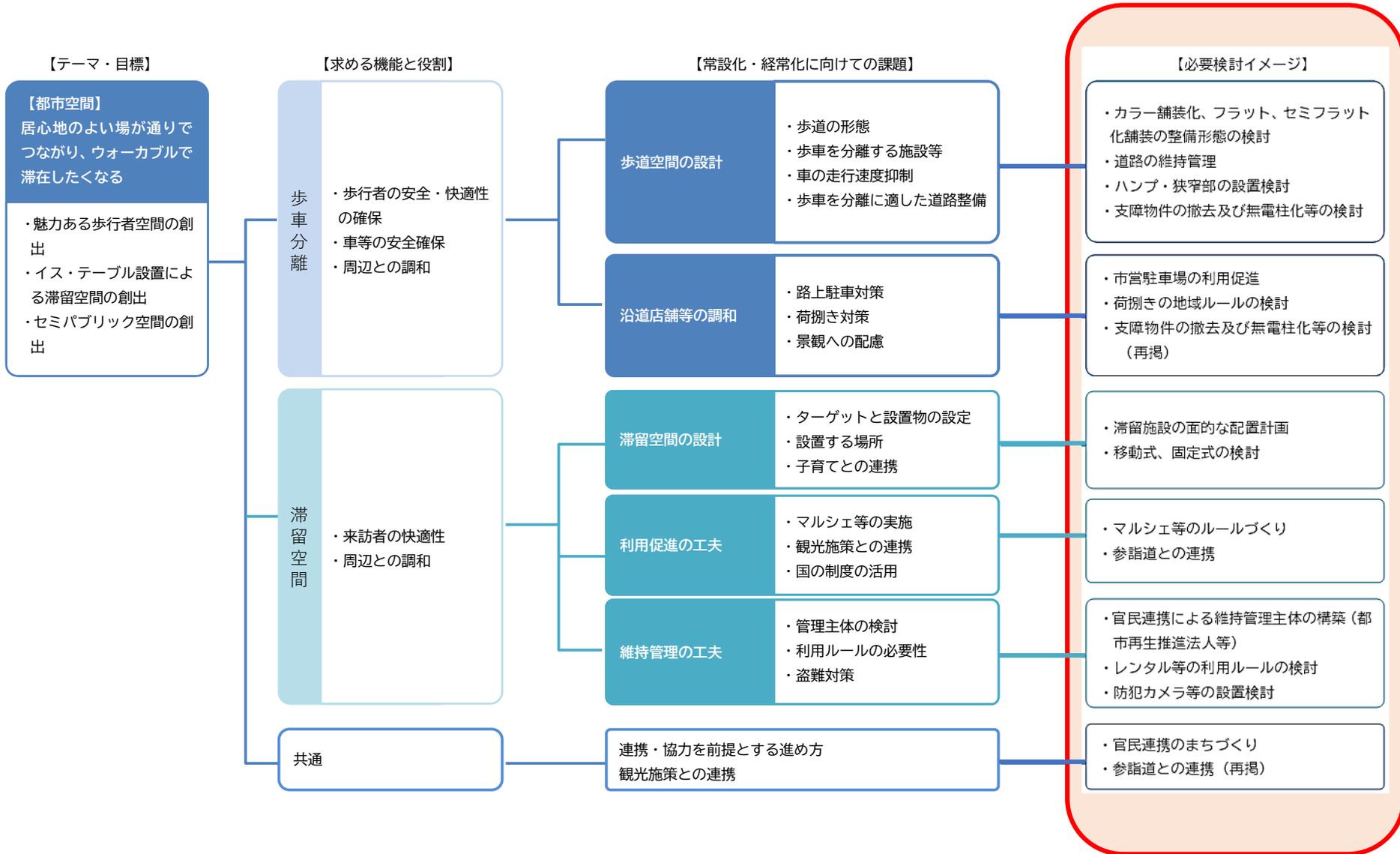
・可搬性のある滞留空間の場合、常設化すると盗難の危険性がある。そのため、警察や市の危機管理部門などと連携し、防犯カメラを設置するなどの方法で盗難予防をする必要がある。

○歩道に設置された防犯カメラ（大阪市グランフロント）



出典：官民連携まちづくりポータルサイト

前項までに示した課題を踏まえ、生駒駅南口が目指す目標の実現に向けた歩車分離と滞留空間の課題と必要検討イメージを次の通り整理する。



■ 目的

みらいビジョン記載のテーマ「商い・観光」に関連するものとして、過年度に実施したイベント等の取組より課題等を抽出したうえで、生駒駅南口エリアにおいて多様な主体が賑わいに資する活動等を実施するためのルールづくりを支援するため、取組の具体化に必要な検討事項、留意点などをとりまとめる。

■ 過年度の取組から導く留意点

協議・調整先が多い

- ・商店街組合、自治会、飲食店組合、商工会など他地域よりも多い
(=エリアプラットフォームが機能することで解決できる!!)

既存店舗への配慮

- ・集客規模：交通規制のかからない程度
- ・イベントの種類：既存店舗が多種多様なため、不公平のないように
- ・業種：マルシェ等は商品のバッティングへの配慮を求める声も強いが、コンセプトを明確にし、同種の集積をメリットにすることも検討
- ・什器の選定：店舗が隠れる設えは避ける

その他

- ・出店料：マルシェ等の場合はエリア内のマルシェ等との均衡を考えること
- ・開催規模：道路空間など広範囲に広げ過ぎると、警備費などコスト増に繋がり、継続性のないものになる。継続実施に繋がる規模、スキームを要検討。

○賑わいに資する活動等の実施に向けた流れ

